

**令和6年度 第2回 小笠原諸島世界自然遺産 地域連絡会議
議事録**

日 時：令和6年12月20日（金）15:30～

場 所：（父島）世界遺産センター （母島）母島支所会議室 （内地）WEB

1. 開会の挨拶

環境省（若松） 定刻となりましたので「令和6年度 小笠原諸島世界自然遺産 地域連絡会議（第2回）」を開催いたします。私は、本日司会進行を務めます環境省小笠原自然保護官事務所の若松です。

本日の会議ですが、母島及び父島に会場を設け、さらにWeb会議システムとの併用で、内地の事務局はWeb会議システムで接続しての開催としております。

それでは、会議開催に当たりまして、東京都小笠原支庁の大場支庁長より、御挨拶をお願いいたします。

小笠原支庁（大場支庁長） 各団体の皆様におかれましては師走のお忙しい中、本日の会議に御出席いただき感謝申し上げます。本来であれば各団体の皆様が久しぶりに母島に一堂に会して開催される予定でしたが、残念ながら、おがさわら丸の欠航で大幅な予定変更が生じたところです。各団体の皆様には迅速に対応いただき、お礼申し上げます。また、当初の予定では本会議だけでなく、平島や島内視察、懇親会などが予定されており、私も大変楽しみにしておりましたが、母島へ行くことができなくなり非常に残念に思っております。

御存じのとおり、昨年度まで母島の議題につきましては、平成30年度に科学委員会の下部部会に設置した母島部会で議論されてきました。設置要綱や検討経緯等を踏まえ、母島における遺産管理に関する課題については地域連絡会議の議題として扱うことや、地域連絡会議を父島、母島と交互に開催することが整理されたことから、昨年度をもって母島部会を終了したところです。本日の会議では母島における課題のほか、第1回地域連絡会議において挙げられた課題などについて御議論いただくことになります。

議事に入る前に一言おわびを申し上げます。去る9月から10月にかけて東京都が実施した航空レーザ測量において、ヘリコプターが南島上空を彷徨する事象が発生しました。改めて関係者の皆様に御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げるとともに、今後再発防止を徹底してまいりたいと考えております。詳細については議事(5)「その他」の中で説明させていただきます。

最後になりますが、皆様方の忌憚のない御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いたします。

環境省（若松） 大場支庁長、ありがとうございました。

本日の出席者ですが、議事次第の2ページ、出席者名簿に記載のとおりとなっておりますの

で御確認ください。

続いて、本会議は外部ファシリテーターとして、科学委員会委員である上智大学の織先生に進行をお願いすることとしております。先生には当初、母島会場に御出席いただく予定でしたが、おがさわら丸の欠航により Web 会議システムから御参加いただくことになりました。

配付資料の確認をいたします。お手元の議事次第の裏に資料一覧を掲載しておりますので御確認ください。資料 1 から資料 5-4、参考資料が 1 から 7 までございます。参照するたびに御案内したいと思います。もし不足等があれば、都度お申しつけください。

なお、本日の会議は画面共有で資料投影を行って進める予定となっております。

2. 議事

■ (1) 第一回地域連絡会議の意見と対応

環境省（若松） 早速ですが、議事に移ります。以降の進行については織先生にお願いしたいと思います。織先生、よろしく申し上げます。

織委員 皆さん、こんにちは。それでは織が議事を進行いたします。

私も大場支庁長と同じように、母島に何うことをとても楽しみにしていたのですが、残念なことになりました。その分、オンラインでホットな議論をしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

本日の議事は大きく 5 つに分かれています。まず (1) 「第一回地域連絡会議の意見と対応」という報告事項になります。それから (2) 「母島部会のこれまでの経緯」と (3) 「母島部会の継続課題の取組状況」、(4) 「今年度の事業について」ということですが、(2)、(3) は母島部会が中心的話になりますので、父島の問題についてお話したいことがありましたら (1) や (5) 「その他」で発言していただければと思います。

では、議事(1)「第一回地域連絡会議の意見と対応」について、事務局より説明をお願いします。

環境省（若松） 資料 1 について御説明します。令和 6 年度の地域連絡会議の第 1 回で出た意見に対する対応方針の資料となります。まず主な意見の①として、これは小笠原自然文化研究所（以下、「IBO」とする。）からいただいた御意見ですが、「光害など公共建築物における環境配慮について、地域連絡会議での現地確認等を通じてこれまでのよい取組が続く仕組みを検討できるとよい」という御意見でした。9 月の会議の後、IBO や東京都が中心となり、今年度久しぶりに「海鳥レスキュー講習会」が開催されています。かなり参加者もいらっしゃって、多くの方にこの課題が共有されたのではないかと思いますし、本日(5)「その他」の部分で IBO の鈴木創さんから光害と環境配慮に関するプレゼンテーションを実施してもらう予定です。地域連絡会議の参加団体による現地確認みたいなものを、できれば次年度どこかで調整できればと思っていますので、また御相談させてください。

続いて②「行政の環境配慮の見える化が必要」という御意見については、本日、議事(5)

「その他」で東京都から環境配慮マニュアルについての説明がございます。

意見③です。課題解決のための研究開発について、特に東京都も研究施設などとの連携ができるかという御意見でした。対応方針としては、既に東京都や小笠原村が協定を結んで進めている部分もありますし、そういったものを最大限活用するとともに、必要に応じて島内の研究機関との連携・協力ができるようなことを進めていきたいと考えています。

意見④「野生生物保護センターを設置してほしい」、これも IBO からの御意見でしたが、9月以降、少し進展がありまして、今回の事務局でもある環境省、林野庁、東京都、小笠原村の参加している小笠原動物協議会でも、今後、環境省が主体となって父島遺産センターの動物対処室の機能拡張ということで、野生生物を専門的に診察したり、治療したりすることができる場所を確保する方向で対応予定としています。

意見⑤、カントリーコードの普及啓発についてです。特に父島で、かなり熱帯魚の採取・持帰りという問題があったのですが、漁協から持ち出し対策は村なりが中心となって動いてほしいという御意見があり、IBO からも、マナーや自主ルールの啓発のみの問題ではなく、法的な規制がかかっている部分もあるので、そういった検討も必要という御意見をいただきました。こちらは熱帯魚の採取・持ち出しについて、そもそも法的な規制がかかっている部分は、国立公園の海域公園地区になっているところで指定された種類は採取できませんということや、東京都漁業調整規則で、適正な漁法でないで採捕できませんという文言がありますが、これらが本当に守られているのか、この事態を受けてしっかりと確認していきたいと思っています。警察や海上保安庁とも連携して進めているところです。

その上で、前回の会議でも御説明したとおり、かつて作成された「小笠原カントリーコード」の中に「動植物の採取・持帰り・持込みはしない」という項目がございますので、こちらの普及啓発をより強化し、特に来島者の方にはこういったことをしないように呼びかけていきたいと思っています。その中で、前回お示ししたポスターなども既におがさわら丸や観光客がよく訪れる場所に掲示されています。規制の件については、こういった取組を通じてなお大きな問題が残るようでしたら、何らかの検討を進めていくことになるのかなと現時点では考えております。

事前に、本日参加できなかった小笠原村観光協会の中村様から、普及啓発ポスターの効果がどのような感じか、把握されていたら教えてほしいと言われております。まだ掲示されたばかりで明確な効果までは把握できていませんが、夏から秋にかけて観光客の数は減っています。夏は本当に父島の二見港を出港するたびにポリタンクを持っている人がいたり、都レンジャーが声をかけて止めたりというのが結構な頻度で起こっていたのですが、最近は少し頻度が落ちたかなという印象です。ただ、カントリーコードは先ほど申し上げたとおり、来島者に向けたルールという形になっていますので、島に住んでいらっしゃる方による採取・持ち出しのところは効果がないのではないかと御意見も聞いていますので、引き続き実態

把握に努めたいと考えております。

織委員 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はありますか。光害については(5)「その他」でIBO鈴木さんからプレゼンをしていただきます。

漁協さんやホエールウォッチング協会さんで、熱帯魚の話で補足するようなことや気づいていること、情報がありましたら、ここで教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

小笠原ホエールウォッチング協会(辻井) 弊会で特に情報が入っていることはありません。

織委員 中村さんも気にしていらっしゃったように、ポスターの反応とか、そういうことが分かるとういかなと思ったのですが。漁協関係は、今回はお二方とも御欠席ということですね。そうしましたら、全体を通じて何か質問やコメントはありますか。ここから議事は母島の話になりますので、各団体から一言ずつ、気になっていることとか、この話題に限らずありましたら。

小笠原自然文化研究所(鈴木) IBOから前回意見を述べたことが幾つかありましたが、資料1の意見③について私が申した意図をお伝えします。

東京都などの試験研究機関や島内機関等で、課題解決に地域連絡会議からより意見を上げられる仕組みがつくれないう提案をいたしました。これは、島内にいる各団体がそれぞれの研究機関に個人的に陳情するようなことが続いておりますので、地域連絡会議の課題と認められたものは、自分たちの試験研究課題の中で取り組むことを検討する仕組み、少なくとも東京都の研究機関、島内・島外の機関に検討してもらおう仕組みをつくってほしいというものです。

都立大との協定などを説明いただきましたが、今後、そのような話を知ることができればよいと思うので、引き続き意見・提案を続けていきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

織委員 今の鈴木さんの話に賛成です。今まで科学委員会もそうですし、地域連絡会議でもそうですが、議論した後の課題はそのまま、みたいな形になっているところがあると思います。ここから提案して、実際に研究していただいて政策提言につながっていく、そういうシステムづくりができればよいというお話です。これは環境省、東京都に答えてもらえばよろしいのでしょうか。

環境省(若松) 地域連絡会議で出た意見を、議事録も議事概要もそうですが、公表資料となりますので、ある程度まとめてこういった意見が出たというものをどこかに伝えることは全く問題のないことだと思っておりますが、それを受けられるかは、東京都や個別機関の決め方があると思いますので、そこは要調整かと思ひます。

小笠原支庁(大場支庁長) 前回、鈴木さんから御提案いただいて、小笠原亜熱帯農業センター(以下、「亜熱帯農業センター」とする。)の職員にどういった内容なのかを聞きに行きましたし、例えばコウモリ対策として、トリカルネットを農家で試験的に使ってみようとい

うことで亜熱帯農業センターが主になって動いた経験もありますので、島の農業についての課題であれば、もちろん連携していくことは全くやぶさかではなく、動いていきたいというスタンスではおります。今のお話で、提案がありましたらそれを次の課題の選定の仕組みに入れるかどうかというのは持ち帰って検討させていただきますが、個別にどういう課題があるということで御相談させていただくスタンスは今までと変わりはないと思っていますので、協力していければよいと思っています。

織委員 小笠原村さん、いかがでしょうか。

小笠原村（石原） 村としてはお願いする立場になりますので、ぜひ島内の課題については力を貸していただきたいと思います。

織委員 これから後の議論もそうですが、ボランティアでは駄目、制度的なものや科学的なデータも必要という要望が地域連絡会議でまとまってきたら、それを次につなげるということは、受入れ側としてはあり得ると思います。議論の流れとして、特に地域連絡会議メンバーの皆さんが危機意識を持っていて、何とかしたほうがよいものについては積極的に提案課題にしたいと言っていたら、より形にしていけると思います。鈴木さん、いかがですか。

小笠原自然文化研究所（鈴木） 各方面、前向きなコメントをいただきありがとうございます。私が特に思っているのは、ここは地域連絡会議なので、世界遺産の価値と住民の共存・共生、世界遺産価値を守るために住民の努力が必要なこと、苦勞していることに関しては行政や管理機関がバックアップすることは管理計画の中にも文言として書かれているので、それを制度着地というハードですが、しっかりしたものにしていただきたい。

申し上げたいのは、個別に陳情する形ではなく、例えば立川市の東京都農林総合研究センター（以下、「農総研」とする。）では年間の試験研究の発表会などが仕組みとしてあって、そこに地域の農協や森林組合が聞きにいきます。そういう場所に小笠原の地域で問題になっている課題も文書化として持ち込んでもらって、できる、できないなどあると思いますが、小笠原という地域の課題があるのだということを、農総研やほかの場所でも認識して議論していただきたい。予算やバランスということもありますが、個人から組織への提案という形になっていければよいという希望です。もちろん今ここで答えを求めていませんが、こちらの発言している意図が伝わればありがたいと思いました。

織委員 やり方次第かもしれませんが、皆さんの中ですごくプライオリティが高く、これは絶対に共有してもらいたいというものがどんどん地域連絡会議の中でも明らかになれば、今みたいな話で文書化したり、ほかのところでも共有することは可能かと思います。次のステップにつながるような議論という意識をしていくとよいのかもしれません。ありがとうございました。ほかにどなたかありますか。

小笠原野生生物研究会（藪内） 議事(5)「その他」で言おうと思っていたのですが、新たな外来種の侵入防止は非常に大きな課題です。小笠原村のペット条例がようやく始まりました

が、もっと広い網をかけないといけないのはずっと言われています。検疫や植物防疫法みたいな形の条例を小笠原でも作ることができればよいのですが、とてもそれは待ってられないし、できそうもない。カントリーコードではないですが、例えば植物防疫法では、海外からの土付き苗は輸入禁止と書いてあります。それと同じように、小笠原へは土付き苗は持ち込んではいけませんとか、例えば園芸種はたくさんの種類が入っていますが、安全な園芸種、この範囲はいいですよ、とホワイトリストで示す、あるいは、ブラックリストでこの園芸種は絶対に持ち込んではいけません、そういうのは完璧でなくてもよいと思います。安全な園芸種が挙げられれば、知りたいと思っている村民は結構いると思います。ですから、それをコードみたいな形で書いて、罰則も何もありませんが、指標になるようなものを出してあげれば非常によいのではないかと。たたき台を次の地域連絡会議に出しますので、それを見ていただければと思います。

織委員 今のお話は次の母島の新たな外来種のところでも議論しますが、問題意識としては非常によく分かります。行政が行っている公共事業より個人の方の土付き苗が問題になっているので、そのときにガイドラインがあると動きやすいのではないかというお話です。具体的な御提案をありがとうございました。ホエールウォッチング協会さん、もし何かあれば。

小笠原ホエールウォッチング協会（辻井） 特にありません。

織委員 また(5)「その他」のところでは何かありましたら適宜伺いますので、よろしくお願ひします。小笠原村商工会の登地さん、何かありますか。

小笠原村商工会（登地） 特にないです。

織委員 母島農協の門脇さんや小笠原環境計画研究所の庄子さんには、母島の話が出てきたときにお話を伺うことになると思います。取り急ぎ、ここの質疑応答は(5)「その他」の後でも大丈夫ですので、よろしくお願ひします。それでは次に移ります。

■ (2) 母島部会のこれまでの経緯

環境省（安田） 母島部会のこれまでの経緯について御説明します。まず資料2を御覧ください。母島の皆様におかれては、これまでも母島部会に御参加いただいてなじみのあるお話だと思いますが、父島の参画団体の方々におかれてはなじみのない方々もいらっしゃると思いますので、おさらいがてら御説明します。

まず母島部会の経緯について、設置目的としては、母島の遺産としての価値の保全に関する事項等について議論する場として設置されました。母島部会では「人の暮らしと自然の調和」を目指し、生活や産業との関わりが深い地域における遺産価値の保全や外来種対策のあり方について特に優先的に議論されていました。

体制としては、まず平成29年から30年の初期の段階では、環境省の事業検討会として遺産価値や課題等の整理がされていました。平成30年以降においては環境省のみではなく、林野庁、東京都、小笠原村も含めた管理機関で科学的な保全管理や課題の検討、課題の優先順位

づけ、対策の実施をしていく必要があるということで、管理機関で開催されています。

検討に当たっては、科学委員会の助言を得ながら進める必要があることから、平成 30 年度に検討会を科学委員会の下部の部会に位置づけて設置されています。生活や産業とも関わる内容が含まれておりますので、母島を拠点とする地域連絡会議の構成団体の方々にもオブザーバーとして参加いただいていたました。

2 ページ目が母島部会におけるこれまでの検討の流れや主な検討事項を示したものです。主な検討事項としては2つありまして、土付き苗の対策、そして工事資材の搬入に当たる外来種対策の2点を重点的に進めてきました。令和 5 年度に設置の見直しのタイミングを迎え、平成 29 年から令和 5 年度にかけて科学的な観点から土付き苗の対策、工事資材の外来種対策についておおむね検討されてきましたので、令和 5 年度で母島部会は終了しまして、令和 6 年度以降は地域連絡会議において議論を引き継ぐこととされました。

3 ページ目が母島部会の継続課題を示したものになります。土付き苗の対策に関して、母島部会からの継続課題としては、普及啓発による認知度向上、シロアリ条例との連携、設備の利用しやすさの向上、通販等による苗搬入の検出が挙げられています。検討会で挙げられたものの未着手であった課題としては、植物体地上部に付着する外来種の対策、土付き野菜や園芸用土等のリスクへの対応、圃場間の土付き苗や資材の移動に伴う外来種拡散リスクへの対応が挙げられます。

続いて工所用資材や車両の移動による外来種の侵入防止に関する継続検討課題としては、運用上の課題の整理、民間工事等への展開が挙げられています。一方で未着手となっている課題が島内拡散の防止になります。こちらに書かれている継続検討課題においては、後ほどの議事(3)「母島部会の継続課題の取組状況」の中で議論できればと考えています。

織委員 母島部会のこれまでの経緯についてお話しいただきました。ただいまの説明について御意見、御質問はありますか。

私から、この点については科学委員会でかなり批判的なリアクションがあったということだけ共有させていただきます。母島の侵略的な外来種、新たな脅威に対して、今の制度で十分ではないのに、このまま地域連絡会議に議論が移って大丈夫なのか、そこで何をするのかという話です。もう少し制度的に法律、先ほど藪内さんもおっしゃっていたように検疫制度みたいなものを含め、これは急いで対応しなくてはならないのに、このまま母島部会がなくなってしまうと大丈夫なのかといった御指摘がありました。次の(3)「母島部会の継続課題の取組状況」とも絡むところです。吉田先生、科学委員会でこの点についても議論があったところですが、何かコメントの追加はありますか。

吉田委員 今、環境省から説明していただいた課題のところ 좋아요と思うのですが、科学委員会で出た意見は必ずしも母島部会のことに対してだけではなく、父島も含めて小笠原諸島への持込みについてももう少し厳しくしないと駄目ではないかということだったと思います。それについては母島部会を上回る検討がさらにもっと必要なことではないかと思います。

織委員 いずれにしても、ここの母島部会で取り扱ってきた話題は非常に重要なことだと思います。とりあえずここで質問がなければ、次の(3)「母島部会の継続課題の取組状況」について御説明いただいた後で総括し、質疑応答したいと思います。次の議事(3)の御説明をお願いします。

■ (3) 母島部会の継続課題の取組状況

環境省 (和田) 資料 3-1「土付き苗の温浴について」の取組状況の御説明をします。先ほどの安田の説明にもございましたが、母島部会の検討課題の1つとして土付き苗の、特に土部分に外来種がよく含まれて侵入する可能性があるのではないかとということで、リスクが高いものという認識で対策・検討してきました。目的としては土付き苗に含まれる外来生物を持ち込まないように、基本的には土付き苗を持ち込まないという考え方で進めたいところですが、それを規制するのは急には難しいということで、持ち込む場合には温浴することで外来種を除去して使用していただく、そういった仕組みを検討しておりました。

温浴の体制としては、暫定運用として整理できておりまして、令和2年度より土付き苗の温浴処理施設、通称「ははの湯」として、島民の方にも親しみのあるネーミングをつけて運用を開始しています。令和2年度から令和4年度までの3年間は環境省職員で暫定運用をしており、昨年度、令和5年度からは実施を小笠原アイランズ農業協同組合母島支店（以下、「母島農協」とする。）に委託して実施していただいている状況です。

具体的には、苗を購入する場合には搬入する日を御連絡いただき、母島農協と調整して苗の温浴をする日程を決めて、実際にその日に温浴処理をして購入者様に引き渡す形になります。

実施場所と暫定運用の施設の状況です。現状では、据え置き施設の建設はできていない状況で、仮設のテントを用いて毎度テントを建てて実施している状況になります。場所は沖港の駐車場の一角を都度お借りして、2ページの写真にあるような防災用のテントを設置し、そこで発電機を回しながら温浴槽の水を温め、そこに苗をつけて温浴をする仕組みになっています。

3ページは環境省で暫定運用していたときの手順の一例です。決めた日にテントを設置し、設置作業に小一時間程度かけて、そこからお湯を温め、それも1時間程度かかります。温浴もお湯につけて苗の土の中の温度が上がり切るまで待ってから、43℃・15分という設定で温浴しまして、その後、温浴槽から上げて水で冷やし、購入者様にお返しする流れになっています。苗をお返しした後は撤去作業です。テントを一度洗浄、排水し、そういった片づけも含めて半日から1日かかる仕事となっています。

次のページでは今申し上げたことを写真で示しています。1つ目の写真は、簡易的な蚊帳の中に一時お預かりしている苗を置いている様子です。理想的には、苗を受け取ってその場で温浴してお渡しできればよいのですが、購入者様やこちらも設置する都合がつかないときな

どは一時的にお預かりして、ただ、預かっている間にそこから外来の虫が逸失することが起きないように一旦こういった蚊帳の中で保管し、温浴する日にまた温浴槽へ持って行って温浴をする、そういったことをしています。

温浴後の水槽内を適宜確認はしていますが、ハエのさなぎやクモ、ハエの死骸が浮いていることもたまに発見される状況です。また、保管している苗から箱の中でハエが発生して飛んでいたという例もこれまでに確認しています。

5 ページでは温浴処理の設定について参考として挙げています。こちらは亜熱帯農業センターや弊所の業務、林野庁の業務で、ウズムシなどはどういう防除手法があるかといった知見も集約し、現在では温浴は 43℃・15 分、これでこちらが主に警戒しているアリやウズムシであれば死滅させられ、さらに亜熱帯農業センターが調べている限りでの農業苗などについては温浴障害が生じにくいということで、そういった設定で実施しています。

6 ページは役割分担の細かな話になりますが、④を見ていただくと、苗の処理や殺虫は本来であれば購入者の方に対応してもらうことが理想的ですが、現時点では環境省や、今は母島農協に委託していますが、そういった方で技術的なサポートなどを行いながら運用している状況となります。

シロアリ条例なども苗の持込みとなると関わってきますので、苗の持込みの連絡があった際に苗の購入元などの聞き取りも行っていて、それが万が一、シロアリの生息地から入ってきた苗であった場合には村にも連絡して対応の御相談をするなどの連携も行っています。

7 ページにはこれまでの稼働実績を載せています。これは今年度だけではなくこれまでのところで、この表に並べられる程度の試行数にはなっていますが、年に 1~3 件の稼働実績となっています。最近やっていたのが5月の時期のカーネーションや、今年は母島島内の農業者が個人的に仕入れた、これはシロアリ条例の対象外の場所から仕入れたマンゴー苗について温浴してほしいという話もあって、温浴させていただいた事例もございました。

このページの下に温浴処理の結果を載せています。農業用の苗は亜熱帯農業センターが温浴障害を調べていますが、観賞用の植物についてはそういった知見がまだなく、暫定運用の中で知見も収集するといった扱いとなっています。その中でバラや観葉植物、ハーブ類など、温浴した中でハーブ類の草本の小さな株については温浴障害が生じた可能性がある事例も生じています。

8 ページからは課題に感じている部分です。これまでの実績も回数が少ないところで、認知度が足りていないことが挙げられています。そのため、最初に御説明したとおり、最初は環境省で直営実施していましたが、よりなじみが深く地域に密着した母島農協にも御協力いただき、現在は窓口にして実施していただくことも進めています。

世界遺産センターのホームページの開設に合わせて「ははの湯」のページを作り、掲示物でも積極的に周知を行っています。赤字で示しているのは今年度行ったところですが、利用者や利用しそうな方にもよく見えるようにということで、母島農協の窓口にリーフレットを

置くとか、作成したリーフレットやチラシを全戸配布することを行っています。全戸配布も今年だけではなく、これまで計3回ほど行っておりまして、令和3年度には温浴に関するアンケートも実施しています。

資料3-1別紙は令和3年度に実施したアンケートの結果です。これは全戸配布したチラシと一緒にアンケートを封入し、任意でアンケートに答えていただくものです。配布部数は240部で、回収状況としては71件、回収率は3割程度にとどまっています。3ページ以降に結果の詳細がありますが、概要は2ページ目を御覧ください。

調査結果の総括として、回答いただけたのは3割程度ではありますが、そのうちの6割程度が「ははの湯」について内容を含めて認知していた一方で、2割については全く知らなかったという回答でありました。これはこういったアンケートに答えてもらえるのが一定の関心がある層かなという認識ですが、その中でも2割ぐらいは知らないという意見があったのは周知がまだ足りていないという課題が考えられました。

「ははの湯」を知ったきっかけとしては、チラシなどを見て知った方が多かったのですが、次に実際にやっているのを見たと挙げる人が見られまして、そういったことも普及啓発には有効かなと考えられました。

「ははの湯」の利用ニーズについてもアンケートを行っています。島外から土付き苗を入手した経験があるか、または今後、入手希望があるかについては、それぞれ4%、10%とかなり限られる結果となっています。その中で入手希望者に「ははの湯」があるとしたら利用してもらえますかといったアンケートに対しては、おおむね肯定的であった一方で否定的な、苗への悪影響が不安だからとか面倒だからといった理由で温浴はしたくない、そういったイメージをお持ちの方もいらっしゃいました。

そういった状況を踏まえて今後も協力いただくために必要なこととして、アンケートに答えた人たちが感じていることは、もっと必要性についての理解を促すとよいのではないか、段取りや手順についてもっと周知を図るとよいのではないか、温浴障害など苗への影響についても説明があるとよいという回答がございました。次いで、島内でもっと種子や苗を販売してもらえれば、それを利用することもあるのではないかとといった意見もありました。こういったことで今後も丁寧な普及啓発をしていくことの重要性を求められていると結論づけられました。アンケートについては以上です。

前の資料の8ページに戻っていただいて、こういった現象があつて課題と感じているところは、「ははの湯」の認知度向上のために今後こういったことができるか、普及啓発は、こちらとしてはチラシの全戸配布なり、母島農協に御協力いただくなり、身近なところにもっと「ははの湯」が認知される工夫をしているところですが、まだ足りない現状がある中で何をすればよいのかということ課題の大きな点として挙げています。

利用拡大のために、これまでの母島部会の議論の中でもインセンティブがないと協力してもらえないのではないかとといった御意見もありまして、今、「ははの湯」は自主ルールという

ことで協力をお願いするベースで実施していますので、例えば苗が枯れたときに補償できるかということ、その対応は難しいのが現状ですので、そういった中でどのような取組ができるかということがございます。知っていても利用したくないという意見もある中で、何が原因でそういった印象をお持ちなのかということも課題の1つとなっています。苗以外の種や切り花などを選んでもらうためにどういう工夫をすればいいのかということも課題として挙げています。こちらについて、本資料では取組状況として説明しましたが、こういったところも今回の議論の場でぜひ忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。

織委員 ありがとうございます。土付き苗については母島農協の門脇さんに後ほどお伺いしたいと思いますが、資料 3-2、3-3 の説明のあと、まとめて質疑応答と各団体から御意見を伺いたいと思います。御説明をお願いします。

環境省 (安田) 「港湾等における外来生物侵入防止のためのモニタリング」を今年度実施しましたので、結果について御報告します。本調査を実施するに至った経緯ですが、母島部会において、港湾など資材が集積する場におけるモニタリングの必要性が指摘されたことを踏まえて今年度調査を実施しました。

調査内容としては、今年度 10 月から 11 月に、小笠原に関係する港湾や資材置き場におけるモニタリングを試行しました。対象は主に外来アリ類が中心になります。

調査の方法としては、目視調査に加えてスナック菓子を置いたベイト調査、そして粘着トラップを設置し、外来生物の確認調査を行いました。

続いて結果の概要についてです。まず東京港においては、小笠原でも確認されているツヤオオズアリが確認されています。これに関しては小笠原から内地に侵入した可能性が示唆されています。そのほか特筆すべき生物としては、アリではないのですが、セアカゴケグモという特定外来生物が確認されました。こちらは発見後、環境省、東京都、小笠原村で初期防除を実施しています。

続いて父島の二見港については、ナンヨウテンコクオオズアリ、ツヤオオズアリなどが確認されています。母島の沖港においてはミナミヒメハリアリというアリが母島において初確認されました。母島の資材置き場においてはアシジロヒラフシアリが確認されました。

そのほかの調査の詳細については時間の関係もあるので、2 ページ以降、後日御参照いただければと思います。モニタリング調査結果については以上となります。

続いて母島外来種対策指針の試行状況について、資料 3-3 の御説明をします。まずおさらいとして、母島の外来種対策指針を御説明します。母島の自然環境、世界遺産の価値の保全のために、公共工事等に伴う外来種の侵入防止に必要な対策を示したものになります。特徴としては、特に母島の生態系への影響が大きいと予想される外来プラナリア類と外来アリ類の侵入防止に注力したものになります。行政機関の工事においては従来から環境配慮指針等を作成いただけていますが、母島の今回の指針との違いとしては、母島に特化したマニュアル

ということが大きな違いになります。母島列島にしかない固有種はたくさんいますが、一方で、まだ母島にはいない外来種も存在します。そういったまだ母島にはいない外来種が侵入することで、母島にしかない固有種がいなくなってしまうおそれがあります。そこで自然を守るために母島の状況に合わせたマニュアルが必要ということで、外来種対策指針・母島版を作成しました。

運用のイメージとしては、全ての公共事業を対象とした共通指針で各行政機関において環境配慮指針等があるとは思いますが、それらとセットで運用することを想定しています。

次のスライドが外来種対策の検討経緯になります。まず令和元年度に、東京港でのヒアリの検出等を踏まえ、工事用資材や車両移動による侵入防止対策が優先検討事項と判断され、外来種対策指針・母島版について議論が行われてきました。そして昨年度、令和5年度には母島の外来種対策指針の案について最終調整が行われました。

3 ページが指針作成に当たっての基本方針になります。「資機材の搬入状況や搬出地・搬入地の現状を踏まえ、まずは現実的に取り得る対策を整理する」という方針になります。具体的な内容としては、まず事前準備の段階で講習会を受講していただき、資機材の持込み時に搬出地で点検・洗浄を行うこと、搬入地における目視点検の徹底、続いて母島でも資機材の島内移動・保管時にはなるべくリスクの低い方法を取るといったことが挙げられています。

母島の外来種対策指針では、4 ページのスライドの下に「リスク低」「リスク高」と書いてありますが、こういうフローに従ってリスクが低いものとリスクが高いものを判断し、対策を行う内容になっています。

5 ページが外来種対策対応事項の一覧になります。ざっくりと御説明しますと、まずは①講習会において、本指針について工事発注者と工事受注者の方に受講していただく。②機材の選定時や調達時にはなるべく外来種の持込みリスクの低いものを選定していただく。そして③施工計画の策定においては、外来種対策の実施を考慮した施工計画、持込み資機材のリストを作成いただく。④資機材の搬出に当たっては、対応事項について必須事項と努力事項に分かれていまして、資機材の搬出に当たっては努力事項として搬出時に目視点検や洗浄等を行っていただく。⑤資機材の持込みに当たっては、リスクに応じて事業者様で各資機材の目視点検を行い、リスクの高いものについては遺産事務局の立ち会いの下、目視点検を行っていただく。⑥母島へ持ち込んだ資機材の島内移動・保管に当たっては、努力事項として養生シート等による資機材の梱包を行なっていただき、なるべく外来種や土壌の付着を防ぐ運搬ルートや仮置き場、保管場所を選定していただく。⑦外来動植物発見時の対応については、発見時に遺産事務局へ御連絡いただくとしています。

6 ページが母島外来種対策指針の検討状況を示した図になります。外来種対策として有効性確保のための科学的な観点からの検討が緑色部分で、指針の運用に向けた体制整備のための検討が青色部分になります。これら 2 つの観点からこれまで指針の内容について検討が行われ、昨年度、指針の案が作成されました。今年度は指針の案について試行を行い、続いて地

域連絡会議において試行結果を報告するとともに議論ができればと考えています。

7 ページが今年度の試行状況についてのスライドになります。今年度は3件の工事において既に試行しています。まず管理機関が発注する工事については、東京都の工事で1件実施済みとなっています。こちらは搬入回数として4回実施しています。環境省の工事も年明けに実施予定になります。試行に当たっては公共工事を主に対象にしていたのですが、民間の事業者からも御理解と御協力が得られたことから、民間の工事においても試行しました。正確に言うと、母島の無電柱化工事については行政発注ですが、受注者側が自主的に御協力くださったものになります。これまで、令和6年度12月12日時点では計21回、資材搬入の作業を実施していき、そのうち15回程度で環境省も立ち会っています。

8 ページです。先ほど、外来種対策指針の項目の一覧をお示ししましたが、試行に当たってはこれら全てを行うわけではなく、今回はなしにしているのが灰色の項目になります。試行に当たっては一部項目を除外して行っています。ただ、灰色部分についてはもちろんやらなくてもいいというわけではなく、事業者で可能であれば行っていただければという内容になります。

9 ページです。試行に当たって事業者様から資機材リストを送っていただいています。まず左側の赤枠の部分で、資材の品名、新品か中古か、荷姿、搬出地などの事項を事業者様で搬入前に記入いただき、管理機関へ共有いただいています。資材搬入時に梱包状態や土砂の付着、動物の混入、植物の付着具合などを確認し、リストに記入しています。

10 ページが試行の実施結果になります。今回持ち込まれた資機材数と動植物等の付着状況については、持ち込まれた資機材数が379品目、そのうち動植物等の付着があったものは約3割の113品目で確認されています。確認された付着物ですが、まず動物の混入が多い結果になっています。動物の生体が36件、クモの巣などが50件といった結果になっています。例としてはクモやウスカワマイマイ、ハエ、アリなどが確認されました。続いて植物の付着については種子・果実で18件、落葉・落枝で29件となっています。そのほか土砂やキノコなども確認されています。

11 ページ、動植物等が確認された事例の特徴ですが、新品と中古を比べると、25.9%が新品の資材で確認されています。中古・不明だと付着物が確認された割合は34%と、中古・不明が10ポイントほど高い割合となっています。資機材ごとの付着物の確認割合を見ると、資材で28.5%、機材・工具で30.9%、車両で36.7%と車両が最も多い割合となっています。

続いて12ページの資機材の積載方法ごとに付着物の確認割合を見ると、直置きの場合は32.8%、直置き以外の、例えばコンテナに入れていたり、パレットに載せていたり、そういう直置き以外の方法だと21.7%と、直置きが付着物の確認割合が高い結果となりました。梱包方法ごとに付着物の確認割合を見ると、梱包なしの場合は29.7%、梱包ありでもラップで梱包されている場合に46.4%と梱包なしと比べて比較的高い結果になっていますが、ラップ以外について見ると、基本的には梱包ありが梱包なしに比べて付着物の確認割合は低くなっています。

続いて 13 ページ、新品と中古で比べると、中古が高い割合で付着物が確認される場合が多かったのですが、動物の生体や死体、排泄物に着目すると、新品が高い割合で確認される結果になりました。資機材の種類ごとに付着物の確認状況を詳しく見ると、動物の場合は資材、機材・工具、車両という順番ですが、植物や土砂の付着については車両、機材・工具、資材の順番になりました。これは恐らく車両の場合は荷台や運転席や助手席の床面に土や落ち葉などが確認されていたことが原因かと思われます。

基本的に結果のところはここまでの御説明でお示しできたと思うのですが、その他分かったこととして、今回の試行においてニューギニアヤリガタリクウズムシの生息地である父島から碎石等が母島に運び込まれていることが判明しまして、各機関において、個人等で土砂・碎石が必要な場合には、搬出地については御配慮いただければと考えております。

最後に今年度の予定です。今年度は地域連絡会議で議論し、来年度も引き続き試行点検を実施し、地域連絡会議において議論を行った上で、母島外来種対策指針について確定していければと考えております。

織委員 ありがとうございます。土付き苗、外来種のモニタリング、公共事業等を含めた建設工事等の母島版の試行状況について御説明いただきましたが、門脇さんは土付き苗について、実際に対応されて思ったことはありますか。実施件数はかなり少ないとか、いろいろあるかとは思いますが、いかがでしょうか。

小笠原アイランズ農業協同組合（門脇） 件数は、先ほど和田さんからあったとおり大変少なく、恐らくかなりの数がまだ持ち込まれているかなという所感です。

織委員 何か改善策として、門脇さん個人的でもいいですが、思うところはありますか。先に門脇さんへヒアリングしたときは、経済作物については比較的きちんとされているが、個人の土付き苗などに問題がありそうだというお話だったと思います。皆さん「ははの湯」を知らないわけではない、それでも利用しないところが課題でしょうか。

小笠原アイランズ農業協同組合（門脇） 母島は狭いところなので、年に数回しかやっていないとはいえ、チランの全戸配布もこれまでに何回か実施していますし、実際に温浴処理しているのは町の中心から見えるところなので、意識している、していないは別として、そういう取組があることを知らないことはないのでは、と思っています。にもかかわらず利用状況は改善されないし、苗が母島に入っている量が変わっているようにも思えないので、言うなれば限界を感じているところかなという気は個人的にしております。

織委員 手詰まり感がある中で、アンケートの所感にもあったように、どのようにして参加しやすいものにしていくか、危機感を募っていくかが重要かと思います。小関さんも先日ヒアリングしたとき、もう少し危機感があるとよいという話をしたと思いますが、小関さん、現地で実際にどうでしょうか。全体を通じて外来種の話も含め、今までの話の中で何かコメントはありますか。

小笠原母島観光協会（小関） 危機感が皆さんに伝わっていないのが一番だと思います。こ

ういう状況が続けば、土付き苗を入れられなくなるという話合いがもう始まっていますということですよ。御自身の楽しんでる趣味を規制するのはどうかと思いますが、もし外来種が侵入されてしまったらどうなるということを島民がもう少し考えないといけないところに来ていると思います。危機感という訴えで「ははの湯」を今は運営していかないと、このままでは全て禁止になってしまうと思います。いきなり禁止とはできないでしょうし、そういうことを考えていると知らせることは大事だと思います。検討しているのは事実なので、それは皆さんに協力してくださいと訴えて、この1年、様子を見る。

織委員 本当にこんなことになったら大変だと。このまま行ったら規制に移行する可能性もあるとまで言ってもいいのではないかというお話です。和田さん、いかがですか。

環境省（和田） これまでのほかの議論や「ははの湯」以外の話も聞いていると、かなり丁寧に説明しないと理解を得られない場面が多かったことはこちらも認識していますので、反感を買うとか、ハレーションがない形で進めたいとは思っていますが、どこかでちらっと規制について書いてしまうこともありかなと。検討は所内でもしてみたいと思います。

織委員 地域連絡会議は2回目ですが、全てのことに共通して、自主的なものについてはもう限界があるなら規制や制度、条例に移行するべきではないかという意識はうっすら皆さんの中にあり、実際にそれを行うともっと時間がかかる場合もあるので、その前に、そこまで行かなくても何とか皆さんでできる方法はないかと模索しているという感じはありますね。

小笠原アイランズ農業協同組合（門脇） 今年、農業者が3件のうち2件利用しています。農業苗の移入はそれほど多くないのですが、過去の実績からも分かるように、農業者としては意識して使っていただいているところは御理解いただきたいという点と、今、規制という話がありましたが、シロアリ条例という規制があって、それも知っているにもかかわらず、その生息地域からの土付き苗は依然変わらずたくさん入ってきていて、規制したところで実効力があるかどうかはまた別の話だと思いました。

あと1点、先ほど藪内さんがこの件に関してたたき台を作成してくださるということで、個人的には大変ありがたいのですが、農業者としてはどうしても外からの苗とか、先ほどどこかの資料にも書いてあったのですが、培養土みたいな土を入れざるを得ない場合もあるので、そこは今後議論させていただければ幸いです。

織委員 おっしゃるように法規制といっても実効性の問題とか、自主的なものでもうまくいくかもしれないし、それぞれの地域の特性に応じてきめ細やかに議論していかなくてはいけないと思います。情報提供をありがとうございました。

小笠原野生生物研究会（藪内） 補足です。土付き苗などの持ち込み禁止のルールをどうすればいいか調べるための参考に植物防疫法（以下、「植防法」とする。）という法律を見ました。植物防疫法というのは日本の農業に海外の害を及ぼさないように、海外から日本の農業を守るための法律ですが、その第6条のところに「輸入の制限」というのがあって、第7条は「輸入の禁止」とあります。その輸入の禁止の中に、条文としては4つあります。第1項はい

ろいろな別表に定める、第2項は検疫有害動植物、第3項が土または土の付着する植物、第4項が前号に掲げる物の容器包装で、土の付着する植物というのは条文の項目に記載されており、絶対駄目だということだと私には見えませんでした。これは日本の農業を海外から守るための法なので、小笠原の中で直ちに当てはまるとは思っていないですが、参考まで。農業の方はよく分かっていると思いますが。

織委員 情報提供をありがとうございます。今までの日本の国策の場合、海外から国内に入るとか、島から内地に行くということには、割とそこで広がらないようにしようという発想ですが、逆に内地から島へとか、島内の移動みたいなものについては対象になっていないところがあって、そこが問題になっているのかと思いますが、若松さん、この辺で何か補足はありますか。

環境省（若松） 藪内さんからも補足があったとおりで、植防法も、環境省の持っている外来生物法も、基本的にはチェックポイントが国外から国内のところに設けられていて、有害なものはそこでシャットアウトしようという発想になっています。植防法については、私が話すのも変ですが、国内の蔓延を防止する為の規定もありますが、御存じのとおり、小笠原は逆方向ですね。小笠原から出すほうでチェックするという内容と承知していますので、植防法をそのまま準用というのは、今回の場合では困難ではないかと思っています。

織委員 ただ、限界がある中でどうするかは、皆さんこれから英知を絞って考えていきましょうということですが、まず問題点を整理するのは重要だと思います。庄子さん、新たな外来種というところで、実際に母島の自然を見てお気づきの点とか、これはまずいのではないかという話とか、何かありますか。

小笠原環境計画研究所（庄子） まずは土付き苗に関して、どれくらいものが未処理で入ってきているかというのは、データなどでは出ないのでしょうか。今、門脇さんのお話を伺っていて、農業分野の土付き苗については、すごく意識の高い方が多くて理解のある方がいらっしやると理解しました。農業分野以外の土付き苗には、未処理のものがあるということで、「ははの湯」をもっと浸透させていくのが重要だろうと感じました。「ははの湯」を利用しない方のアンケート結果を拝見していると、苗への悪影響と、面倒だからという意見が多いと思います。面倒だからということに対しては何かしら考えないといけないと思いました。もう一点の苗への悪影響ですが、処理条件は43℃・15分でやっていらっしやる。それはアリの処理が可能な時間と温度ということを設定していると思うのですが、恐らく時間がより短ければ苗への悪影響が少ないと思うので、オプションとしてニューギニアヤリガタリクウズムシ（以下、「ニューヤリ」とする。）だけに特化して、もっと時間を短くしたバージョンをつくると思います。全てを対象とするのではなく、これだけは絶対に防ぎたいという種にフォーカスした方法を考えてもいいと思いました。また、ニューヤリはどういう条件だったら処理が可能かもう少し検証してもいいと思います。

もう1つが、温浴に結構時間をかけなければいけない理由として、鉢の中に水を浸透させる

のに時間がかかるということがあると思います。思いつきですが、園芸用の資材で、土への水の浸透をよくする材があります。農業系の方は御存じだと思いますが、砂漠とか、水が希少なところで水をより有効に活用するために、水を土の上に流したときに表層をだーっと流れてしまうのではなくて浸透しやすくする材というのがあって、市販されているものらしいのですが、それを温浴装置の中に混ぜておくと浸透が速いとか、そういうこともあるのかな、時間の短縮につながるのかなと思って、ぜひニューヤリ特化とか、そういうものも検討を進めていただけたらいいのではないかと思います。

織委員 とても有益な情報だったと思います。和田さん、いかがでしょうか。

環境省（和田） 例えばですが、苗の搬出元によってはリスクが限られる、ここだったらアリは大丈夫だろうとか、ニューヤリも大丈夫だろうとか、そういうこともあると思いますので、そういうフレキシブルにできる方法もあるのかなと今お聞きして思ったところです。

織委員 まだほかにもいろいろ質疑応答はあるかもしれませんが、説明を少し速足でしたいと思います。

■ (4) 今年度の事業について

織委員 今年度の事業について、新夕日ヶ丘自然再生区の状況、公益的機能維持増進協定、集落におけるネズミ対策、殺鼠剤空散について、母島属島におけるネズミ対策について、それぞれ関係機関にコンパクトにお願いできればと思います。まず説明していただいた後に質疑応答したいと思います。

環境省（安田） まず新夕日ヶ丘自然再生区の状況について御報告します。まず新夕日ヶ丘自然再生区は、かつて一度目撃が途絶えていたオガサワラシジミが再発見された場所になります。そこで自然再生事業としてグリーンアノール柵が設置されました。現在はシジミの確認が途絶えてしまっているのですが、環境省の自然再生事業を啓発する場として、一部エリアを開放しているところです。新夕日ヶ丘で見られる生き物は1ページの下のおりとなります。

新夕日ヶ丘において、環境省でアノール柵の設置や子供向けの普及啓発イベントなど様々な取組を行っています。また、今年度末から来年度にかけてアノール柵を大幅改修する予定になっています。この後、皆様から新夕日ヶ丘の利用促進に向けてどういった取組を行えばよいかをぜひ御助言いただければと考えています。

小笠原諸島森林生態系保全センター（森所長） 公益的機能維持増進協定について説明します。公益的機能維持増進協定ですが、資料4-2の図のピンクのところにありますように外来種駆除を行っているのですが、国有林のみで駆除を行っていても、近くにある民有林から外来種が飛んできて、ギンネムを駆除すればギンネムの林になるという、そういうことがあります。そういうことを避けるために、近くの民有林の所有者と協定を結び一体的に駆除するというのが公益的機能維持増進協定の概要です。具体的には、今、小笠原諸島の母島の南崎で

行っておりまして、9月に協定を森林所有者と結び、予算がつけば来年の4月から行う予定になっています。

小笠原村（井上） 資料4-3について説明します。集落におけるネズミ防除の実施について、これまでも地域連絡会議の参画団体の皆様をはじめ、行政機関の方にも協力いただきながら、集落におけるネズミの一斉防除を実施してきました。昨年度まではカゴわなによる防除が中心だったのですが、今年度の9月から10月にかけて実施した一斉防除では、地域連絡会議の参画団体や行政機関、有志の皆様の団体の御協力の下、ベイトステーション（以下「BS」とする。）による防除を試行しました。その結果概要を載せています。印象程度のことしか結果としてはまとまらなかったのですが、前回の一斉防除で関係団体等の自前281基のカゴわなに代わりまして、合計106基のBSに切り替えました。カゴわなと違って捕獲数を算出できないため、死体数はカウントしたのですが、実際の効果が定量的に測れないために、印象の違いを伺っています。長くなっていますので、ここは省略します。

3ページを御覧ください。この集落の一斉防除は平成29年度からこれまでに14回実施してきました。令和5年度までは、カゴわな1,000基程度の委託事業と協力いただける関係団体による自前の取組を組み合わせ、合計で父島・母島に1,300前後のカゴわなを5日間設置するものでした。ただし、毎日のカゴわなの点検と捕獲個体の回収、誘引餌の取り替えなど、作業量や個体の処理といった心理的な負担も大きかった割にネズミの捕獲数は1回当たり300個体前後でした。そこで今回から、自前の取組をカゴわなから殺鼠剤を入れたBSに試行的に切り替えることとしました。ただ、各団体との調整の中で、不特定多数の人の出入りが多い施設や子供が多くいる地区、殺鼠剤の影響がある可能性が高い生き物がいる施設についてはそのリスクを鑑み、これまでどおりのカゴわな設置となっています。今後は地域住民に対して殺鼠剤使用やネズミの死体増加について丁寧に説明しながら、ネズミの死体回収と組み合わせたBSによる防除への切り替えを図る必要があると考えています。

環境省（若松） 資料4-4を説明します。前回の地域連絡会議でも御説明しましたが、11月初旬から兄島、人丸島、瓢箪島、西島においてヘリコプターでの殺鼠剤の空散事業を実施しました。図にあるように、東西方向に1巡、南北方向に2巡目という形で、合計21.6トンの殺鼠剤をこの範囲に散布しております。新しい散布機を使った関係でかなり低いところから丁寧に撒けたのではないかと考えておりますし、今回、海岸際まで攻めて撒いた結果、かなり流出した殺鼠剤もありましたが、漁協の御協力も得て、かなりの割合が回収できたと考えております。その証拠になるか分かりませんが、今のところ、父島の海岸への漂着個数が過去の散布に比べて非常に少ない水準となっています。皆さん、御理解・御協力をありがとうございました。

環境省（安田） オガサワラカワラヒワの保全のために、オガサワラカワラヒワの調査とドブネズミの対策を母島属島において行っています。令和4年度まで環境省で主導して行っていますが、ヒワの状況を踏まえ、東京都、小笠原村におかれましても属島におけるネズミ対

策を行っていただいております。平島においては小笠原村で対策を行い、現在、確認がない状況で、姪島と向島においては今年度、東京都で駆除を実施していただいております。環境省においては、今年度はドローンによる殺鼠剤の散布が行えるように技術開発を行っております。

織委員 ありがとうございます。引き続き議事を説明いただいて、最後にまとめて皆さんのコメントをいただきたいと思います。

■ (5) その他

織委員 環境配慮については東京都環境局、宝島チャレンジプロジェクトは東京都総務局、動物持込み申告と関西万博については小笠原村、それからIBOより光害について、それぞれお話いただきたいと思います。

東京都総務局（鷹野） 資料5-2-1、チャレンジプロジェクトについて御説明いたします。当方は総務局の行政部になるのですが、東京の島しょ地域のブランド化と認知度向上において、平成30年度から宝島事業をスタートさせています。このたび、チャレンジプロジェクトという新しい事業を今年度からスタートしております。複数の島しょにまたがる新たなサービス等を提供するような民間の事業を支援する内容になっています。

今年度募集を開始し、6件のプロジェクトを採択しています。支援内容としては、3か年、上限1億円の事業費の支援、パートナー企業とのマッチングや支援期間中のアドバイザーによる伴走支援を実施しています。

2ページ以降に6つの取組を簡単にまとめています。今回、小笠原に関係するということで申し上げますと、小笠原グリーンプロジェクトが採択されています。内容としては、世界自然遺産においてカーボンクレジットを設定し、排出権の売買を開始するという取組になっています。また、未利用材を利用した製品を開発し、新たな付加価値を創造していくという取組になっています。資料5-2-2に小笠原グリーンより作成いただいた概要の資料を記載していますので、詳しくはこちらを御覧いただければと思います。小笠原グリーンを中心に、woodinfoやSAKUWOOD、HIKARI TerraceとLDH JAPANを中心としたグループを組みまして、この取組によいよスタートしていく段階です。今後、令和7年度、8年度、3か年の支援を実施しますので、地域の皆様におかれましても、御理解と御協力をいただけますと幸いです。

小笠原村（石原） 資料5-3、ペット条例に関して報告します。飼い猫の適正飼養条例から始まり、今、ペット条例を運用しております。目的としてペット由来の外来種を生み出さないということで行っています。ペット条例については令和3年4月から施行しており、猫の適正飼養やペットの登録を既に導入し、犬の適正飼養に少し時間がかかりまして、令和6年4月からルール設定、施行しております。段階的な施行に伴い、今度、動物の持込み申告が始まります。それに伴って試行を今年の10月から実施しています。資料5-3にありますとおり、犬や猫だけではなく、鳥や虫、魚、家畜等も申告の対象になっています。事前申告としては、

申告フォームやメール等で事前申告していただく形になっておりまして、竹芝で当日でもチケットを交換する横で受付を行っています。ぜひ持ち込む場合は申告をお願いしたいと思います。

続きまして資料 5-4「世界自然遺産 5 地域会議と大阪・関西万博への参加」について報告します。この世界自然遺産 5 地域会議というのは昨年 1 月に発足し、遺産地域の 23 市町村と知床と屋久島の公益財団法人が加わった団体となり、直近の目的として大阪・関西万博への参加を目指しております。資金的な援助は民間法人から大きな支援をいただいて、市町村はそれほど大きな負担なく参加できるような仕組みで進めているところです。

1 ページ目の左下にありますとおり、参加の枠としては 2 つありまして、まず①テーマウィーク枠の 5 月 6 日、これはこの中の 2 時間程度で、世界遺産の関係の有識者のトークや事例の発表等が行われます。②一般参加催事枠は 6 月 5 日になりまして、これは丸々一日、EXPO ホールという万博の開会式も行われる大きな会場で世界自然遺産地域の取組が行われることになっています。

次の 3 ページ目です。6 月 5 日の中でこども作文コンクールもやりまして、ここで優秀作品の表彰式を行う予定になっています。テーマは「世界自然遺産と私たち」ということで、応募条件は世界自然遺産 5 地域内に在住の小学生・中学生です。小学生・中学生それぞれの部門で最優秀賞作品を 1 作品、地域ごと、小笠原村から 1 作品ずつとなります。

裏面を御覧ください。募集要項になりますが、締切りが来年の 2 月 12 日になります。副賞として作者と保護者 1 名の万博入場券、往復交通費、2 泊の宿泊代等が用意されていますので、ぜひ小学生・中学生のお子さんがいらっしゃる方については応募を検討いただければと思います。

東京都環境局（粕谷） 私からは小笠原諸島の公共事業における島民等への配慮について情報共有させていただきます。前回第 1 回の地域連絡会議において、環境省より世界自然遺産の保全管理業務に関する島民・来島者への配慮について事例を共有したところですが、その後、東京都建設局が実施した航空レーザ測量においても同様の事象が発生しました。お配りの資料 5-1-1「南島上空におけるヘリコプターの飛行について」は、建設局より地域連絡会議の構成員の皆様へ個別に説明し、送付もしている資料になりますが、今回改めて事例を共有させていただきます。

当該事業は、土砂災害防止対策を実施するための資料として航空レーザにより現地の地形を 3 次元データとして測量するものです。上空によりヘリコプターで測量を行うため、あらかじめ南島上空を飛行自粛区域として設定して測量を行っておりましたが、作業中に現場海域で測量の支障になりそうな雲が発生し始めたことから、雲の回避や計器の補正飛行を行い、その補正飛行等に注意を取られた結果、飛行自粛の認識がおろそかになり、南島上空を飛行してしまったものです。

このことを踏まえ、残る作業に当たっては現地の関係者の意見を参考に、気象の変化を想

定した複数の飛行ルートの設定や、作業従事者の引き継ぎ、安全確認時における環境配慮事項の共有の徹底など再発防止を講じて測量を終えております。

このことを受けまして、資料 5-1-2「環境配慮マニュアル【公表版・概要】」になりますが、東京都環境局では、小笠原諸島の工事等に携わる東京都職員が設計施工時に参考となる事項についてまとめた「環境配慮マニュアル」を作成していますが、今後、この飛行のような事例が起きないように、「環境配慮マニュアル」の希少種などの一部の情報の削除や今回の事例の追記等を行い、公表版として整理し、環境省の世界自然遺産センターのホームページや小笠原支庁のホームページなどで公表していくことを考えています。現在、この公表版の作業を関係部署と連携して確認作業を進めていまして、1 月中には公表してまいりたいと考えています。これにより、資料 1 にもありました環境配慮の見える化もなされ、「環境配慮マニュアル」が行政機関のみならず民間の事業者にも活用していただけたと思いますので、多くの皆様に参考にしていただき、小笠原の貴重な環境が守られる一助となればと考えております。

小笠原自然文化研究所（鈴木） IBO 鈴木です。よろしくお願ひします。前回、IBO でお話しした公共ライフラインにおける野生動物の事故ということで、その中で光と海鳥のことをお話しします。小笠原諸島父島・母島は環境省の国設鳥獣保護区がかかっています、その中で野生脱落した個体を救護・保護する仕事が位置づけられていて、東京都からの委託を受けて私たちは父島で年間 90 から 150 件ぐらい保護を行っています。母島でも 100 件近く発生しています。

特徴があって、その中で半分以上、4 割、6 割が海鳥の不時着になっています。これは母島でも同様です。父母合わせると年間に 100 羽近い海鳥が保護されます。また、全国の他地域と比べると、そのうちの 4 分の 1 や 3 分の 1 に希少種と言われるものが交じり込みます。今日お話しするのはこの中の 6 割を占める海鳥、特にミズナギドリと言われるものです。希少種も入っているのですが、特に数が多く、ごく最近巣立ちがあって、たくさん落ちてきた事例があったオナガミズナギドリの話をします。今日、皆さんに実態を知っていただければと思います、父島が事例になってすみません。

どこで落ちているのか、過去 20 年ぐらいをドットで見ると、集落地域や海岸沿いに落ちているのが分かるかと思ひます。つまり、集落に集まって落ちています。時期は、これもオナガミズナギドリをざっと見ますと、1 月、2 月は不時着がほぼありません。4 月に飛来が始まります。落ちるのは集落が多い。このような状況が 10 月ぐらいまで続きます。11 月になるとドットの点数が増えてきているのが見えるでしょうか。12 月もこのように非常に点数が集落に多くなります。

実際に繁殖地の状況を見ますと、鳥がやたらと落ちてくる時期はいつなのかという、繁殖地で巣立つ時期に当たっていることが分かってきました。

こちらのスライドは父島の集落ですが、夜になるとこのような状況です。差を見てほしいのですが、これは数日前に撮った満月で、これが 12 月 1 日に撮った新月のときの写真です。

これぐらい月の状況によって街の明かりの目立ちが変わってしまうということがあります。これは月齢と不時着数を記録しているのですが、真ん中の15というのが十五夜で、満月のときになると保護が減っていることが分かると思います。

このような知見が重なってきたので、11月末から12月初めは巣立ち期で、明かりに寄せられて落ちてきて、その後、車だの猫だの、また建物に当たって命を落とすことが結構多いという話をPRすると同時に、不時着後、夜のうちに回収できれば助かることを父島・母島でもお話しています。これはつい先日の写真ですが、父島で保護した段ボールがこれだけ（10箱）になっています。

保護した鳥は、父島でも母島でも見せられる場合には、観光客、島民、子供たちと海鳥を海に返すことが、かなり父島でも母島でも施設の恒例として取り入れています。この後、飛んでいくのですが、こんな感じが日常の中にあるということです。

以前、生活の明かりと海鳥ということで対立の図式になると非常に困るなど悩んでいたときに、父島で、12月と時期が重なっているからミズナギドリが巣立ったら小笠原のクリスマスというストーリーで定着させたら面白いのではないかとということを観光業の方が言ってくださって、それ以降、母島でもガジュマルライトツリーがありますが、つい先日、100人以上の人たちが点灯式に集まって、その中で光害の話もさせていただきながら、バンドの演奏なんかもあってということをしています。科学委員会委員である森林総研鳥獣生態研究室長の川上和人さんにお話をしてもらおうということも過去にありました。

お伝えしたいポイントは、過去の経験から、こういう街のデザインを変えることでキラポイントがなくなることが分かってきました。ここはかつて、父島漁協の明かりだったので、壁面が全面ライトアップされているのが分かると思います。まず照明が全天候型といって夜空にも飛んでいってしまう、上にも光が出てしまうタイプですが、まずその問題と、光が建物に近接してライトアップされている。これが今、オレンジ照明になっているのと、建物の近くをライトアップするものがなくなったら、人間の目には両方明るく見えるのですが、海鳥の衝突が劇的に減って、ここで死亡する鳥がほぼいなくなりました。

このようなことから、小笠原では新しいことをやらなくても、過去10年ぐらいの光の設置の仕方、光の質などで、このようにやればすごく低減できるという方法が分かっています。せっかく小笠原で得たノウハウなので、今後5年ぐらい続くであろう公共工事のラッシュ時期を今迎えていますので、様々に光が配置される中で、ぜひ小笠原でよい成績を収めた皆さんの成果を採用していただきたいと思っています。環境省に光ガイドラインがあることもお耳に入れておくとともに、海外の島国ではもう常識的なアピールになっていて、これはオーストラリアの政府ですが、各国の環境省が皆で光を上手に使うようにとアピールしています。こんなことを今後皆さんとお話しできたらと思っています。

織委員 とても貴重な情報提供だったと思います。ありがとうございます。光害について、小笠原特有の事情を考慮しながら、よい事例でもあり、アピールしていきたいところです。

皆さんと情報共有したいと思います。

そして村議会議員の平野議員から熱帯魚の持ち出しについて情報共有したいということなので、小笠原村役場の安藤さんにお話していただきます。

小笠原村（安藤） 平野議員が把握している情報です。熱帯魚の採取と持ち出しについてですが、9月にはチッキで16箱とヤマト便で2箱の持込みがあったとのこと。10月にポスターを掲示したところ、1か月ぐらい止まったのですが、その後、11月30日にヤマト便で6箱、12月の頭にもヤマト便で8個の持込みがあったと小笠原海運から情報提供がありました。一度ポスターなどを受けて、採取している方も何かしら内地のつてがあるということで、そちらで続けてよいかなど、そういったところを相談したのではないかと平野議員は憶測しています。これまで数百匹以上とそれなりの額の持ち出しがあって、学生が個人でやっているレベルではないという状況で、今後も続くのではないかとということが憂慮されています。今となってはまた続くのではないかと状況になっていると先ほど情報共有いただきました。

織委員 この問題も非常に重要な問題だと思います。奄美でも盗掘、昆虫の採取・密漁が大きな問題になっていて、水際対策などもやられているので、その話も地域連絡会議で議論していきたいと思います。

最後に金子副村長からお話をいただく前に、今のところでどうしても何か一言話したい方はいらっしゃいますか。父島会場はいかがでしょうか。後でメールを送っていただいても大丈夫です。

そうしましたら金子副村長、お願いしてよろしいですか。

3. 閉会

小笠原村（金子副村長） 副村長の金子です。毎度、長い議論をいただきありがとうございます。今回、私も母島会場に行くことを楽しみにしていたのですが、本当に残念なことになってしまいました。またぜひこういった企画をしていきたいと思います。

今回の議題は特に母島のことに特化してということもありますが、外来種の持込みに関しては、私も科学委員会に出席していたのですが、かなり強い御意見もあって、のっぴきならない状況が現場では起きていることを共有したところ。課題がまだまだあるなという印象です。

一方で、鈴木さんから御提供いただいた光害対策に関しては、できることを地道に続けていった結果、よくなっていった。しかも大々的にアピールしたわけではなく、いつの間にかすごくよくなっているという事例であって、割と小笠原の地域性にはフィットするやり方なのかなと思っているところです。

最後に情報提供いただいた魚の採取・持ち出しに関しても、ポスターの効果をまず検証するということが報告があったところ。外来種の持込み、「ははの湯」をはじめとして、環境配慮もそうですし、光害のこともそうですし、魚の持ち出しも、どれも肝になっているの

はどうやって周知していくか、共有していくかが共通の課題であり、同じ方向性になっていくのかなと思っているので、その辺の工夫の仕方はぜひこういった地域連絡会議の皆さんとアイデアを出しながら、それぞれの立場で見え方が違ってくると思いますので、そういうものを持ち寄って周知の仕方を検討していくのがよいやり方ではないかと思いました。感想のようになってしまいましたが、私からの挨拶とさせていただきます。今日はありがとうございました。

織委員 少々時間がオーバーしてしまいましたが、今、地域連絡会議でどういうところに皆さんが危機感を持っているのか、具体的なアクションに向けて提言することは重要なところなので、今回のようにいろいろな形で、光害対策のようなよい事例も含め、情報共有しながらアクションにつなげていく場にしていきたいと思います。それでは事務局にお返します。

環境省（若松） 織先生、金子副村長、ありがとうございました。それでは、本日の全ての議題は終了としたいと思います。本日の資料、議事概要、議事録については追って公表資料ということで遺産センターのホームページで公開させていただく予定です。情報元の件など少し不安なところもあったかと思うので、皆さんに内容を確認いただいた上で公表しますので、また追って依頼させていただきます。

以上をもちまして令和6年度第2回地域連絡会議を終了いたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。

（了）